



2月4日(日)に、令和5年度第1回山陰海岸ジオパーク「ジオ談会」が鳥取市役所の市民交流センターで開催されました。ジオ談会は、ジオパークに関心のある人たちが、発表したり話し合ったりする場で、誰でも参加できる会です。

今回は、「ユネスコガイドラインをもう一度読み解く～地質遺産や文化・自然遺産の保全とは～」というテーマで開催されました。ユネスコ世界ジオパークのガイドラインには、どのようなことが提唱されているのか、内容を紹介します。

ユネスコ世界ジオパーク作業指針(ガイドライン)

ユネスコ世界ジオパーク作業指針(ガイドライン)は、国際地質科学ジオパーク計画(IGGP)¹⁾の定款²⁾に記載されており、ユネスコ世界ジオパークの位置づけや基本概念、ユネスコ世界ジオパークの基準、組織構造、申請手続きや審査などについて書かれています。日本語訳は、日本ジオパーク委員会(JGC)のホームページ(<https://jgc.geopark.jp/howtoapply/index.html>)からダウンロードができます。以下は「ユネスコ世界ジオパークの基準」の全文(日本語訳)です。



【写真:ジオ談会の様子】

<ユネスコ世界ジオパークの基準>

- (i) ユネスコ世界ジオパークは、国際的な地質学的重要性を有するサイトや景観が、保護・教育・研究・持続可能な開発が一体となった概念によって管理された、単一の、統合された地理的領域でなければならない。ユネスコ世界ジオパークは、明確に定義された境界線と、その機能を全うするための適切な面積を持ち、また科学の専門家によって独立に確かめられた国際的に重要な地質遺産を含まなくてはならない。
- (ii) ユネスコ世界ジオパークは、当該地域の自然・文化遺産のあらゆる分野と関連したその遺産をもって、我々が暮らす変動する惑星の中で、社会が直面している重要課題への意識を高める目的で、活用されるべきである。そこには、地球科学的过程、ジオハザード、気候変動、地球の自然資源の持続的利用の必要性、生命の進化と先住民のエンパワーメントに関する、知識と理解の増大が含まれるが、それに限定されない。
- (iii) ユネスコ世界ジオパークは、国の法令のもとで法的位置づけのある管理運営団体を有する地域でなければならない。管理運営団体は、ユネスコ世界ジオパークのエリア全体を十分に扱うために適切な能力を有するべきである。
- (iv) 申請地域が世界遺産や生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)といった他のユネスコ認定サイトと重複する場合、要請は明確に根拠づけられ、かつ、ユネスコ世界ジオパークが他の認定と独立してブランド化されながら相乗効果を出すことで、(その地域に)どう価値を付加できるのか証拠を示さなければならない。
- (v) ユネスコ世界ジオパークは、ジオパークの重要な利害関係者として、地域社会や先住民を積極的に巻き込むべきである。地域社会との連携のもと、地域住民の社会的・経済的ニーズに応え、彼らが住んでいる景観を保護し、彼らの文化的アイデンティティを保全する、共同管理運営計画が策定され実行される必要がある。すべての関連する地域・地域の関係者・公共機関は、ユネスコ世界ジオパークの管理運営に参加することが推奨される。科学と併せて、地域や先住民の知識・慣習・管理制度が、その地域の計画や管理に含まれるべきである。
- (vi) ユネスコ世界ジオパークは GGN³⁾において、経験と助言を共有し、共同プロジェクトに取り組むことが推奨される。GGN への加盟は義務である。

(裏面に続く)

(vii) ユネスコ世界ジオパークは、地質遺産の保護に関連する地域や国内の法令を尊重しなければならない。ユネスコ世界ジオパークにおいて位置づけのなされた地質遺産サイトは、いかなる申請にも先立って、法的に保護されなければならない。同時に、ユネスコ世界ジオパークは、地域や国内において地質遺産の保護を推進するために活用されるべきである。管理運営団体は、ユネスコ世界ジオパーク内において、化石・鉱物・磨かれた岩石・いわゆる「石の店」で通常見られるタイプの装飾用の石等の地質学的なものの売買に直接関わってはならず(いかなる産地のものであろうとも)、地質学的な物質の持続可能でない取引全般を積極的に防ぐべきである。責任ある活動であり、サイトの管理運営として最も有効で持続的な手法の一部であるとはっきり説明ができる場合、ユネスコ世界ジオパーク内の自然再生可能なサイトから、科学や教育目的のために、地質学的な物質の持続可能な採集を許可できる場合がある。こうしたシステムに基づいた地質学的な物質の取引は、地域の実情を考慮した際にそのグローバル・ジオパークにとっての最良の選択肢として、明確かつ公に説明され、根拠づけられ、監視される場合、例外として容認される場合がある。このような状況は、個々のケースごとにユネスコ世界ジオパーク・カウンシルによって承認されることが前提となる。

(viii) 審査や再認定では、これらの基準についてチェックリストを通じて確認する。

また、定款のユネスコ世界ジオパークの第1条には、次のように書かれています。

IGGP におけるユネスコ世界ジオパークは、国際的な価値のある地質遺産を有する地域が、ボトムアップ形式の遺産の保全を通じて、その遺産への意識向上のために地域社会と連動してお互いを支援し、その地域の発展に持続可能な方法を採用する、国際協力の仕組みである。

この内容を、より具体的に示したものが「ユネスコ世界ジオパークの基準」です。そして、この基準の(vii)番目の項目が、「地質遺産の保護と地質物品の売買の禁止」について述べられたものです。

ジオパークの概念は、地球史において地質学的に重要な地域の価値と保全の向上に答える形で、1990年代半ばに誕生しました。地層や岩石・化石は、地球の活動の歴史を記録しています。それらを採ったり破壊したりすれば、二度と元に戻ることはなく、その結果、地球の活動の記録は失われてしまいます。地球の活動の記録を読み解くことができるのは人類だけです。この地球の活動のストーリーを地域の誇りとして、また観光資源として活用することで、地域の持続可能な発展につなげようと始まったのがジオパークの活動です。したがって、ジオパークの活動で一番大切なことは、地質遺産の保護・保全です。ジオパーク関係者が地質物品の売買に関わることは、地質遺産の破壊や、地質物品の販売によって得られた収入が、世界の紛争の資金源や児童労働などの問題に加担していることにつながりかねません。

一方で、鉱物や化石を地域の伝統産業や文化として活用している地域もあります。また、宝石や貴金属の売買も禁止なのでしょうか。ガイドラインには具体的な事例は書いてありません。これは、地域によって事情が異なるためです。その地域にとって持続可能な最善策は何か、様々な関係者と対話しながらより良い方向を見つけていく事が求められています。(安藤)

<参考>

- ・国際地質科学ジオパーク計法定款 (JGN 国際ワーキンググループ試訳)
 - ・第18回 JGN 全国研修会 in 糸魚川資料 (ジオパークのガイドライン)
- 1) 国際的な地質科学研究を促進するための計画で、ユネスコと国際地質科学連合 (地質学の国際的な協力を目的に設立された機関) の共同事業である国際地質科学計画と、ユネスコ世界ジオパークの2つの活動が行われている。
 - 2) 法人や会社などの組織や業務に関する規則
 - 3) Global Geoparks Network (世界ジオパークネットワーク) の略

<3月のイベント>

3月9日:鳥の劇場と動画で再発見
“鳥取砂丘”私の感動ポイント
3月10日:漂着貝の標本作り
3月16日:今日から学ぶ高校地学
※詳しくはホームページをご覧ください。